

## 第8次福島県医療計画の基本的事項について

### 1 名称

「第8次福島県医療計画」とする。

### 2 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項に基づく法定計画であり、本県の医療分野の基本指針となるもの。
- 福島県総合計画の部門別計画「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画。

### 3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

### 4 基本的事項

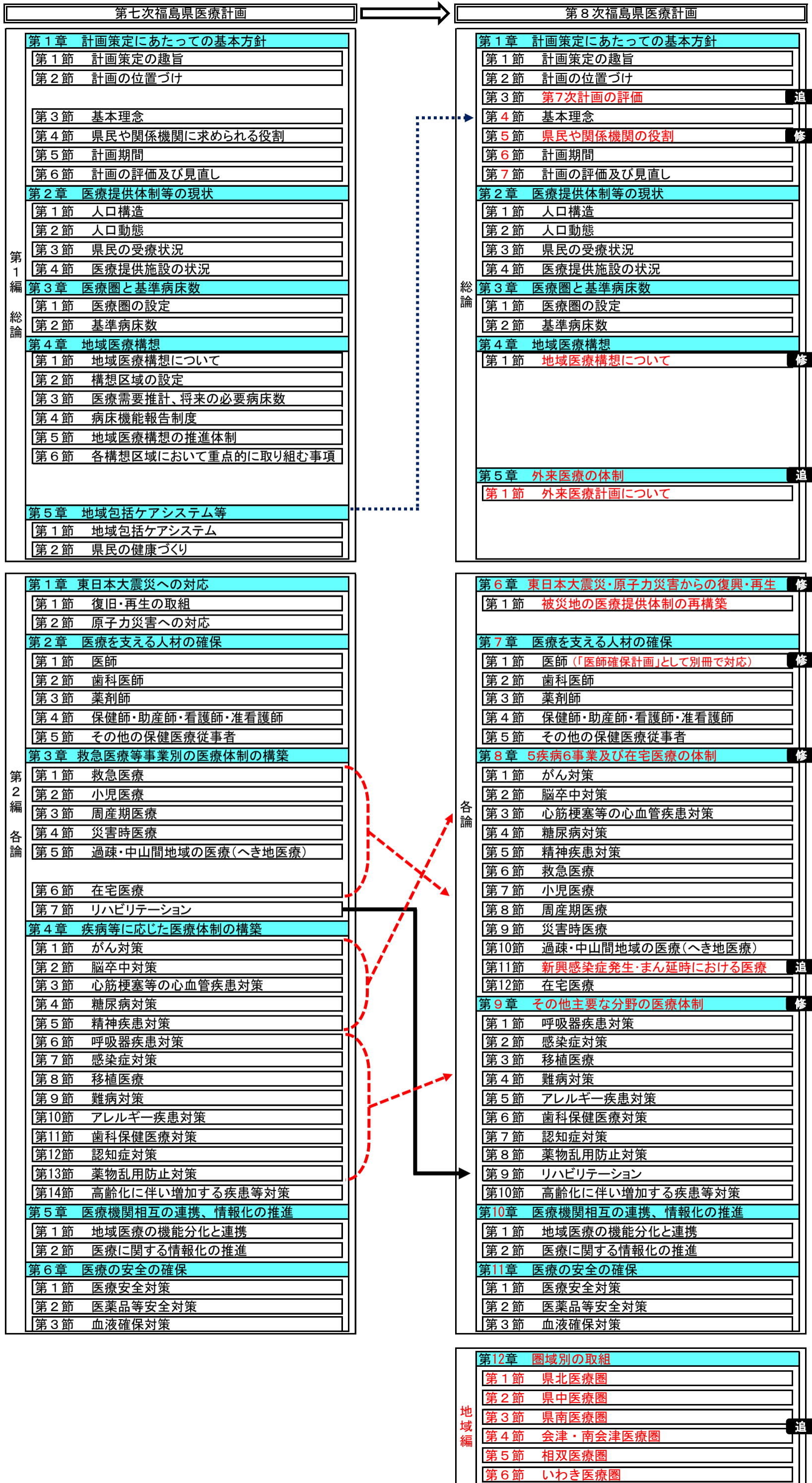
- 二次医療圏については、人口規模・患者流入の状況、地理的・社会的状況等も考慮し、**現行の医療圏のまま**とする。
- 基準病床数については、第7次計画策定時と同様、二次医療圏ごとに医療法施行規則に規定する算定式に基づいて算定する。
- 「地域医療構想」、「外来医療計画」及び「医師確保計画」については、医療計画の一部ではあるが、医療計画と計画期間が異なるため、別冊として取り扱うものとする。
- 地域医療構想について、国は2025年まで見直しをしない方向性を示しており、現行の地域医療構想の枠組みを維持しつつ、各医療機関の病床転換等の自主的な取組を推進していく。  
※ 2026年以降の地域医療構想については、国において2024年までに検討することとされている。
- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、感染症法改正に基づき改正予定の感染症予防計画の内容を基本とする。
- 感染症予防計画のほか、並行して改定を進める健康医療・介護福祉分野等の関連計画とも、整合性を図りつつ、一体的に考え計画を策定する。（別表「概念図」参照）

### 5 構成に関する主な変更点

- 医療法改正に伴い医療計画に新たな「**新興感染症発生・まん延時における医療**」を追加することとなったことを踏まえ、主要項目を5疾病5事業及び在宅医療から**5疾病6事業及び在宅医療**に変更する。

- 医療体制の構築については、「5 疾病 6 事業及び在宅医療」と「その他主要な医療分野」に分ける。
  - 二次医療圏ごとの現状・課題・対策等を内容とする「地域編」を追加する。
  - 「第1編」、「第2編」による区分けを廃止し、「章」による一連の形で整理する。
  - 前計画（第7次計画）の評価の節を追加する。（第8次：第1章第3節）
  - 「地域包括ケアシステム等」（第7次：第1編第5章）の内容については、各疾病・各事業の広範囲にわたる考え方であり、各施策にも広く関係することから、計画の基本理念（第8次：第1章第4節）に含める形で整理する。
- ※ 今後の具体的内容の検討を踏まえ、節の名称や順序等については、柔軟に対応することとする。

第8次福島県医療計画(仮称)の全体構成(案)



第8次医療計画策定に係る今後の想定スケジュール（案）

- 関係課への素案の確認依頼 【～12/6 期限で実施中】
- 医療計画素案のパブリックコメント 【12/13 頃～1/15 頃】
- 医療審議会委員への意見照会 【12/13 頃～1/12 頃】
- 関係団体への意見照会 【12/14 頃～1/12 頃】
- 関係課への修正・確認依頼 【12/22 頃～1/12 頃】
- 最終案取りまとめ作業（地域医療課） 【～1/19 頃】
- 最終案の関係課確認 【1/22 頃～1/26 頃】
- 最終案の医療審議会保健医療計画調査部会長確認 【1/22 頃】
- 医療審議会保健医療計画調査部会（書面） 【1/23 頃～1/29 頃】
- 医療審議会委員へ資料事前送付 【1/31 頃】
- 医療審議会開催 【2 月初旬で日程調整中】